

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、自動車整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保し、あわせて自動車の整備事業の健全な発展に資するとともに、会員相互の連絡を緊密にすることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、社団法人神奈川県自動車整備振興会という。

(主たる事務所)

第3条 この会の主たる事務所は、横浜市におく。

(この会の地域)

第4条 この会の地域は、神奈川県一円とする。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 この会は、第1条の目的を達するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) この会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行ない統計を作成し、資料を収集し若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し若しくは斡旋すること。
- (3) 議演会、講習会又は展示会を開くこと。
- (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の善に関し、自動車分解整備事業者等の相譲に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (6) 自動車の整備について普及啓蒙広報に関すること。
- (7) 自動車分解整備業の構造改善事業の推進指導等に関すること。
- (8) 会員の親交及び相互の啓発向上に関すること。
- (9) 陸運業務に協賛すること。
- (10) その他この会の目的を達するために必要な事項。

第3章 会 員

(会員となることのできる者)

第6条 次に掲げる者は、会員となることができる。

- (1) この会の地域内に住所又は事業場を有し、自動車の整備に関係ある事業を行なう者及びこれらの者をもって組織する団体。
- (2) この会の趣旨に賛同する者であって理事会の決議を経たもの。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第8条 会員は総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。

2. 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(臨時会費)

第9条 この会は、会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格)

第10条 会員の資格は、会員名簿に登録されたときから生ずる。

(請求権)

第11条 会員はこの会の事業及び財産の状況について理事に説明を求めることができる。

(資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本会が解散したとき。

(退 会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第14条 会員で次の各号の1に該当する者は、総会の決議によって除名することができる。

- (1) この会の名誉をけがし、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款若しくは規則を守らず、又は決議を無視する行為があったとき。
- (3) 1年以上会費の納入を怠ったとき。

2. 除名は、除名した会員にその旨の通知をしなければ会員はその資格を失わない。

3. 除名された者は、除名日から1年間この会の会員となることができない。

(権利の喪失)

第15条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、この会の資産に対して何等の請求をすることができない。

第4章 役員

(役員)

第16条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	6名以内
専務理事	1名
常務理事	2名
理 事	76名以内（会長・副会長・専務理事及び常務理事を含む。内50名以内を常任理事とする。）
監 事	2名以上 5名以内

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行なう。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。
4. 常務理事は、会長があらかじめ定めた順位に従い専務理事を補佐し、会長、副会長及び専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行なう。
5. 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。
6. 常任理事は常任理事会を組織し、会長の命を受け会務を運営する。
7. 監事は、民法第59条に定める職務を行なう。

(役員 の 任期)

第19条 役員 の 任期 は、2 ヶ 年 と する。た だ し 重 任 を 妨 げ ない。

2. 補 欠 で 選 任 さ れ た 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と する。
3. 役 員 は、任 期 終 了 後 で あ っ て も 後 任 者 が 就 任 す る ま で は 引 続 き そ の 職 務 を 行 な う も の と する。

(役員 の 解 任)

第20条 役 員 が、次 の 各 号 1 に 該 当 す る と き は、総 会 に お い て そ の 役 員 を 解 任 す る こ と が で き る。

2. 心 身 の 故 障 の た め、職 務 の 執 行 に 堪 え ない と 認 め ら れ る と き。
3. 職 務 上 の 義 務 違 反 そ の 他 役 員 た る に ふ さ わ し く ない 行 為 が あ る と 認 め ら れ る と き。

(役員 の 報 酬)

第21条 役 員 は、す べ て 無 給 と する。た だ し、常 勤 の 役 員 は 有 給 と する こ と が で き る。

2. 常 勤 の 役 員 の 報 酬 は、理 事 会 の 議 決 を 得 て、会 長 が 定 め る。

(顧問・相談役及び参与)

第22条 この会に顧問、相談役及び参与をおくことができる。顧問、相談役及び参与は理事会の決議により会長が委嘱する。

2. 顧問、相談役及び参与は、この会の重要事項に関して会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

(会 議)

第23条 会議は、総会及び常任理事会並びに理事会とする。

2. 会議は、会長が招集する。
3. 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
4. 常任理事会並びに理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了前3ヶ月以内(予算総会)及び終了後2ヶ月以内(決算総会)に招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。
4. 会長は総会員の5分の1以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の招集)

第25条 総会招集は、会議の目的となっている事項、日時及び場所を示した書面で開催の7日前迄に会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

2. 事業計画及び収支予算
3. 事業報告及び収支決算
4. その他重要事項

(総会の定足数等)

第27条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2. 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。
3. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第29条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。
 - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
 - (2) 会員数及び出席者数
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
3. 前項の議事録は事務所に備え付けて置かねばならない。

(理 事 会)

第30条 理事会は、理事全員で組織し、会長が必要と認めたときに開催する。

2. 会長は、特に必要と認めたときは、理事会に顧問、相談役、参与及び監事の出席を求めることができる。

(理事会の議決事項)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2. 前項、第4号の決議事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第32条 第27条から第29条までの規定は、理事会に準用する。

第6章 部会及び専門委員会

(部会及び専門委員会)

第33条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは理事会の決議を得て部会及び専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第34条 本会に、事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(会計年度)

第35条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、会費、入会金及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第38条 本会の経費は資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第39条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の10日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) その他の必要な附属書類
- (4) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3. 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の決議を得、かつ、関東運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

第41条 前条の場合において、総会は、関東運輸局長から字句の修正を指示されたときにおけるその決定を、理事会に委任することができる。

2. 理事会が前項の委任によって修正したときは、次の総会にその旨を報告しなければならない。

(解 散)

第42条 本会は、総会において出席会員の3分の2以上の決議を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の3分の2以上の決議を得、かつ、関東運輸局長の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第10章 雑 則

(細 則)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を得て、会長が定める。

第45条 この会の設立の最初の通常総会は、設立総会をもってこれに代える。

第46条 この会の設立当初の役員任期は、次年度の最初の通常総会の時までとする。

第47条 この会の設立当初の会計年度は設立の日から始まる。